

しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ

水 沢 信 用 金 庫

平成25年10月 7日現在

1.商品名、 就学等の支援、 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ ・本積金Ⅱは、東日本大震災にかかる震災遺児・孤児および被災児童の就学等を支援するために企画された商品です。 ・本積金Ⅱの募集総額の0.25%に当たる金額を、信用金庫の中央機関である信金中央金庫から次の基金へ寄附いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ○岩手県「いわての学び希望基金」 ○宮城県「東日本大震災みやぎこども育英基金」 ○福島県「福島県東日本大震災被災児童支援基金」 ・ご契約者さまには、寄附金のご負担はございません。 ・取扱期間 平成25年10月 7日～平成26年 1月31日 ※ 取扱期間中であっても募集総額に達し次第、取扱いを終了させていただきます。
2.販売対象	・個人の方
3.契約期間	・5年（掛込回数 60回）
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・自動振替方式とします。 ・10,000円以上 ・10,000円単位
5.支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6.利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・給付補填金には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率）
10.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記 総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)